

令和6年度開催 第41回草津市景観審議会 議事要旨

■日時：

令和6年9月13日（金）10時00分～12時00分

■場所

草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津） 4階 401会議室

■出席委員：

秋山委員（会長）、壽崎委員、上田委員、北村委員、鞍野委員、関根委員、内記委員、
福山委員、村上委員、森川委員、横江委員

■欠席委員：

奥村委員、金澤委員、千葉委員、西尾委員

■事務局：

草津市都市計画部 一浦部長、杉田総括副部長
都市計画課 安土課長、高橋係長、長谷川主査、岩井主事

■傍聴者：なし

■会議に付した事項：

- 議事1 草津市景観計画改定について
- 議事2 電光可変式広告物規制の検討について

1. 開会

【一浦部長】 <開会あいさつ>

2. 審議会の公開・非公開について

当審議会の公開、非公開の取り扱いについて、事務局より説明。

草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっているが、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっている。

会長より、当議事内容については非公開にする事由はなく、審議経過の透明性を確保する

という観点からも当審議会を公開にすべきと提案があり、委員一同了承。当審議会は公開で行うこととされた。

3. 議事概要

議事1については原案を一部修正することで了承し、手続きを進めることとなった。また、議事2については、今後も継続して協議していくこととなった。

主な意見および質疑は以下のとおり。

議事1 草津市景観計画改定について

【事務局】

＜資料について説明＞

●都市計画審議会での意見聴取について

意見なし

⇒都市計画審議会からの意見に対する対応について了承

●改定素案について

【委員】

表紙の写真はblankになっているが、どういう写真を入れる予定か。

【事務局】

現行計画と同じく、草津市内が一望できる写真を想定しているが、なかなかイメージどおりのものが撮影できないため、イラストに変更することも検討している。イラストの場合は、「草津市立地適正化計画」とリンクするようなものを考えている。

【委員】

まちなかゾーンの方針で「ウォーカブル」とあるが、周知された言葉なのか。注釈を入れてはどうか。

【事務局】

令和2年度の土地再生特別措置法の改正により、自動車だけではなく歩いて楽しくなるまちづくりを進めていくため、「ウォーカブル区域」というものが国で設定された。草津市では、本陣通りのところの20haをウォーカブル区域に指定し、歩きながら楽しんでもらうような仕掛けをしていこうということでウォーカブルに重点的に取り組んでいるが、これが景観計画の中にも入っている。行政用語のため、注釈をつける。

【委員】

幹線道路軸の写真は大江霊仙寺線だが、写っている薬局の看板が大きいように思うが問題ないのか。

【事務局】

問題ない看板である。色彩もコーポレートカラーのブルーから落ち着いた茶系に変更し、まちなみに配慮していただいている。

【委員】

幹線道路軸の方針には「街路樹の連続性を図る」と書かれているため、もう少し街路樹のある場所があれば変更してほしい。

今更で申し訳ないが、改定計画の素案では現行計画からの10年間の評価がない。10年間の取組の成果や昨年度の市民アンケートの結果があれば、より市民に伝わるのではないか。また、アンケート結果からは主体的に景観づくりに取り組んでいるのは3割程度で、6割から7割の市民は、何らかの働きかけがあれば、あるいは地域でなら取り組むという回答をされていたと思う。それを踏まえると、「自分で」「仲間で」「地域で」というサイクルではなく、まちづくり協議会等の地域の組織や団体が先導して動く方が良い場合があるのではないか。

【委員】

序章の第1節に現行計画について触れている。10年間の取組の評価等を記載した新しい節の追加や景観づくりについて今から追記することはできないが、序章の景観計画に関する記載をもう少し膨らませることはできると思う。

【委員】

脚注等、書き方はいろいろある。市民アンケートでの意見を記載するだけでもより市民に伝わるものになると思う。

【委員】

今から個々の案件にアンケートの意見を入れていくのは無理だと思うが、総論として序章にアンケートのことも触れながら加筆する。

【委員】

簡易版は作成しないのか。

【事務局】

現行計画にも概要版があり、今回の改定でも同じように概要版の作成を予定している。

【委員】

景観づくりのところで、「自分でできる」を一人称の「私」という言葉に変えて「私ができる」にしてはどうか。

【委員】

専門部会でも議論になり、事業所等が含まれた言葉が良いだろうということで「自分で」という言葉になっている。ぴったり合った言葉だとは思っていないが、いろんな意味を込めて専門部会で思いつく最大公約数のような言葉として「自分」という言葉を選んでいる。

【委員】

景観計画は、付録編として委員名簿やアンケート結果を載せないのか。

【事務局】

計画策定のために別途策定委員会等を設置した場合だと名簿を入れているが、それ以外の場合だと名簿を入れているものは少ないのではないかと思いますので、一度整理する。また、アンケートについては、まずは身近にご覧いただけるホームページの中で掲載していく。

議事 2 電光可変式広告物規制の検討について

【事務局】

<資料について説明>

【委員】

電光可変式広告物は全国的にも増加しているが、新しい技術が浸透することによって経済や賑わい創出といった非常に大きな効果を生み出している反面、景観上の問題も抱えている。県内他市では、電光掲示板の基準を電光可変式広告物にも適用して審査をしているが、電光掲示板と電光可変式広告物は全く異なるものであり、電光掲示板の基準だけで見ると良いところが全て阻害されているように感じる。草津市では電光可変式広告物独自の基準を設けるということで、非常に理に適っていると思う。

通常の広告物は屋上でも掲出できるが、電光可変式広告物は屋上に掲出できないというところで、上空景観への配慮ということであれば、建物の高さ制限が上空景観に配慮されていると思うので、その上の屋上広告物が上空景観を悪くするという感覚が違うと思う。

【事務局】

他市事例を参考にさせていただく中で、幹線道路沿いで屋上に電光可変式広告物を設置した場合、マンションの上階の方への影響が出てくる可能性を考え、事務局案としては屋上には電光可変式広告物を設置しない方が良いと思っている。

【委員】

壁面広告物でも壁面の一番高いところにあったら屋上広告物と同じではないかと思う。規制をどんどんかけていくと賑わいがなくなっていく。他市では駅前の賑わいを創出する場所は規制を緩和する等もされている。市民アンケートでも駅前が暗いと感じる、という結果も踏まえて、メリハリをつけることが非常に大事だと思う。

【委員】

以前の審議会で電光可変式広告物について協議した際も、非常に強い明かりの電光可変式広告物があり、マンション上階部分に住んでいる方の環境への配慮が必要だという意見があった。

電光可変式広告物は通常の広告物とは異なり、非常に危険性を持っている素材でつくられていると思う。屋上への設置は安全面で心配がある。

【委員】

光の単位としては^{ルーメン} L m や^{ルクス} Lux、^{カンデラ} c d があるが、cd は発する光の強さであり、場所や距離によって感じ方が変わるため非常に難しい。

【委員】

大津市は電光可変式広告物規制を検討しているのか。

【事務局】

大津市では、電光可変式広告物の個別の基準は検討されていない。

【委員】

電光可変式広告物の手数料は、広告数×許可手数料で計算するのが屋外広告物の分野では普通の考え方なのか。広告数の数え方は、広告を出す会社の数なのか一日に出す広告の数なのか、数え方が難しい。

電光可変式広告物は、時間制限を付けられるものなのか。

【事務局】

1 年許可手数料×広告数ということで、この広告数をどう数えるかというところは、広告を出す会社単位で数えることを考えている。

電光可変式広告物の消灯時間を設けることについては、他市事例では住居系や田園系のエリアでは消灯時間の基準があるが、草津市では設置できるエリアが幹線道路沿道のみに限定しているため、消灯時間は設けずに 800cd/m² という減灯基準を設けることを検討している。

【委員】

広告に流れる映像の審査はあるのか。

【事務局】

一般的な広告物であっても青少年的なところ（青少年保護育成条例関係）に引っかかるようなものは都市計画課以外の部署で引っかかってくると考えているため、映像に関する審査をする予定はない。

【委員】

一つ情報としてだが、滋賀銀行の待合所で流す動画広告はびわ湖放送に委託して映像審査をされている。そういったことも一つの手段ではないか。

【委員】

消灯時間が気になっている。広告なので、音楽が鳴り、お知らせや訴求する声が出るため、騒音問題もあるのではと思ったが、事務局の説明では商業エリアを対象にし、住宅エリアでは許可をしないということで安心している。

非常に明るいため防犯面では良いと思うが、できれば、映像の内容の審査や消灯時間等も検討してほしい。

【委員】

消灯に関しては、まちなかに設置されているものは少し消しても良いと思うが、田園地帯では明るさがある方が防犯としては良いと思う。

許可手数料や明るさの基準等、今後、どのように審議されていくのか興味がある。

【事務局】

明るさに関しては、天候や時間帯によって見え方が変わる。今後、詰めていきたいが、数値基準は設けないといけないと考えている。

【委員】

許可期間に関して、無許可での表示内容の変更を防ぐことと点検頻度を上げるため 1 年許可にするとのことだが、事業者としては 1 年許可というのは非常に負担になると思う。現状の屋外広告物の安全点検項目が、目視確認等で非常に弱い。自社では、事故を防ぐために産業用内視鏡で点検をしているが、電光可変式広告物の許可期間を 1 年にするのではなく、点検に重きを置かないと本末転倒ではないかと感じている。また、24 時間ずっと点灯することも良くないと思う。近隣住民への配慮として消灯時間を設けた方が良いのでは。

【委員】

映像の内容に関しては私も気になっていて、青少年の問題だけでなく差別や外国人に対する偏見等、倫理の問題もあるため、慎重に対応する方が良い。それは、市で直接判断できる範囲ではないと思うので、事業者審査機関等に相談するよう促す等の対応をした方が良いのではないかな。

4. 閉会
